

表-2 建設発生土の受入基準(物理・化学性状)

中防内側用

物理性状	含水比	含水比の高いものは不可	
	最大径	30cm以下のもの	
	臭気	悪臭を放たないこと	
	産業廃棄物混入土砂 セメコン塊、アスコン塊 木片、金属くず、塩ビ、瓦、 プラスチックなど	不可	
一般廃棄物混入土砂 ゴミ、塵埃、ビン、缶、草木など	不可		
化学性状	試験項目及び判定基準	検液1リットルにつき	
	(1) 水銀又はその化合物	水銀	0.0005 mg以下
	(2) カドミウム又はその化合物	カドミウム	0.01 mg以下
	(3) 鉛又はその化合物	鉛	0.01 mg以下
	(4) 六価クロム化合物	六価クロム	0.05 mg以下
	(5) ヒ素又はその化合物	ヒ素	0.01 mg以下
	(6) シアン化合物	-----検出されないこと-----	
	(7) アルキル水銀化合物	-----検出されないこと-----	
	(8) 有機リン化合物	-----検出されないこと-----	
	(9) PCB	-----検出されないこと-----	
	(10) 銅又はその化合物	銅	3.0 mg以下
	(11) 亜鉛又はその化合物	亜鉛	2.0 mg以下
	(12) ふっ化物	ふっ素	0.8 mg以下
	(13) トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	0.03 mg以下
	(14) テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレン	0.01 mg以下
	(15) ベリリウム又はその化合物	ベリリウム	2.5 mg以下
	(16) クロム又はその化合物	クロム	2.0 mg以下
	(17) ニッケル又はその化合物	ニッケル	1.2 mg以下
	(18) バナジウム又はその化合物	バナジウム	1.5 mg以下
	(19) ジクロロメタン	ジクロロメタン	0.02 mg以下
	(20) 四塩化炭素	四塩化炭素	0.002 mg以下
	(21) 1,2-ジクロロエタン	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg以下
	(22) 1,1-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg以下
	(23) シス-1,2-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg以下
	(24) 1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1.0 mg以下
	(25) 1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg以下
	(26) 1,3-ジクロロプロペン	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg以下
	(27) チウラム	チウラム	0.006 mg以下
	(28) シマジン	シマジン	0.003 mg以下
	(29) チオベンカルブ	チオベンカルブ	0.02 mg以下
	(30) ベンゼン	ベンゼン	0.01 mg以下
	(31) セレン又はその化合物	セレン	0.01 mg以下
	(32) 有機塩素化合物	試料1kgにつき塩素	40 mg以下
	(33) ダイオキシン類	検液1リットルにつきダイオキシン類	10 pg-TEQ以下
	(34) 水銀の含有濃度	水銀	15 mg/kg未満
	(35) PCBの含有濃度	PCB	10 mg/kg未満
	(36) 油分	検液1リットルにつき (投入処分時に視認できる油分が生じないこと)	15 mg以下
(37) ダイオキシン類の含有濃度	試料1gにつき	150 pg-TEQ以下	
(38) カドミウム又はその化合物		150 mg/kg以下	
(39) 六価クロム化合物		250 mg/kg以下	
(40) シアン化合物		50 mg/kg以下	
(41) セレン又はその化合物		150 mg/kg以下	
(42) 鉛又はその化合物		150 mg/kg以下	
(43) ヒ素又はその化合物		150 mg/kg以下	
(44) ふっ化物		4,000 mg/kg以下	
(45) ほう素又はその化合物		4,000 mg/kg以下	

注1: 含水比の判断

当分の間、第三種建設発生土以上を対象とすることから、粘性土であって、通常の施工性が確保されるか疑わしい場合は、地山状態でコーン指数を測定し400kN/m²以上であることを確認するものとする。

注2: 化学性状に係る判断基準の根拠とその検定方法

1. 項目(1)～(32)の判断基準は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」(昭和48年2月17日総理府令第6号)別表第一による。
また、検定方法は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月17日環境庁告示第14号)又は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月17日環境庁告示第13号)による。
なお、項目(1)～(9)、(12)～(14)及び(19)～(31)の検定方法は、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年3月6日環境省告示第18号)によるものも可能とする。
2. 項目(33)の判断基準は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物にかかる判定基準を定める省令の一部を改正する省令(平成15年6月13日環境省令第14号)による。また、検定方法は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件」(平成15年6月13日環境省告示第68号)による。
3. 項目(34)～(35)の判断基準は、「底質の暫定除去基準」(昭和63年9月8日環水管第127号)による。また、検定方法は、「底質調査方法」(昭和63年9月8日環水管第127号)による。
4. 項目(36)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号に規定する油分を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」(昭和51年2月26日総理府令第5号)第1条による。
また、検定方法は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号に規定する海洋投入処分を行うことができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法」(昭和51年2月27日環境庁告示第3号)による。
5. 項目(37)の判断基準は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成14年7月22日環境省告示第46号)による。
また、検定方法は、「ダイオキシン類に係る底質調査判定マニュアル」(平成12年3月環境庁)による。
6. 項目(38)～(45)の判断基準は、「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年環境省令第29号)による。
また、検定方法は、「土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第5条第4項第2号の規定に基づき、環境大臣が定める土壌含有量調査に係る測定方法」(平成15年3月6日環境省令告示第19号)による。